

# 令和5年度宮城県動物愛護推進協議会資料

令和5年8月31日  
宮城県食と暮らしの安全推進課

## 目次

I	宮城県動物愛護管理推進計画	1
II	宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況	2
1	犬及び猫の引取り数	2
2	犬及び猫の苦情件数	3
(1)	犬の苦情件数	3
(2)	猫の苦情件数	4
3	マイクロチップ登録数	5
4	動物愛護推進員の数	6
III	その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況	7
1	犬及び猫の引取り状況	7
(1)	犬及び猫の日齢別	7
(2)	犬及び猫の引取依頼者別	8
(3)	引き取った犬及び猫の措置状況	9
①	引き取った犬の措置状況	9
②	引き取った猫の措置状況	11
2	宮城県内の犬の狂犬病予防関係実績	13
3	第一種動物取扱業の業種別登録状況	14
4	令和4年度動物取扱責任者研修実施状況	15
5	愛護事業実施状況	15
(1)	宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況	15
(2)	保健所・支所における愛護事業実施状況	16
6	宮城県動物愛護推進員活動状況	17
(1)	委嘱状況	17
(2)	主な活動	17
7	飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績	18
(1)	公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業	18
(2)	公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業	18
8	令和6年度宮城県実施予定の施策	19
IV	情報提供事項について	20
1	県からの情報提供について	20
(1)	ミルクボランティア事業について	20
(2)	所有者の判明しない猫等の取扱いに係る啓発資料について	20
2	構成員からの情報提供について	21

## I 宮城県動物愛護管理推進計画

宮城県では、平成18年に環境大臣が定めた基本指針に則り、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正、併せて平成25年9月に基本指針が改正・適用されたことから、平成26年3月に計画の一部を改訂しました。動物の愛護及び管理施策のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に動物愛護管理法が改正、令和2年6月1日よりその一部が施行され、令和2年4月に基本指針が改正・適用され、これにより、令和3年度から令和12年度までの10か年計画として見直しが行われました。

計画では、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、3つの基本理念を定め、理念ごとに目指すべき将来の姿と中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的に施策を遂行することとしています。

### 基本理念1 動物愛護を通じた生命を大切に作る心の育成

将来の姿	◆ 動物の生命を尊重する意識が向上している
数値目標	犬及び猫引取り数：令和12年度 800頭／年 (平成30年度約2,000頭を60%減少する)

### 基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

将来の姿	◆ 飼育者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている ◆ 動物取扱業が健全に営まれている
数値目標①	苦情件数：犬 450件／年、猫 950件／年 (犬の平成26年度から令和元年度までの6年間の平均苦情件数885件を概ね半減する。猫の平成28年度から令和元年度までの4年間の平均苦情件数1,367件を約30%削減する。)
数値目標②	マイクロチップ登録数：85,000件（延べ） (令和元年度約38,500件を約220%増加する)

### 基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

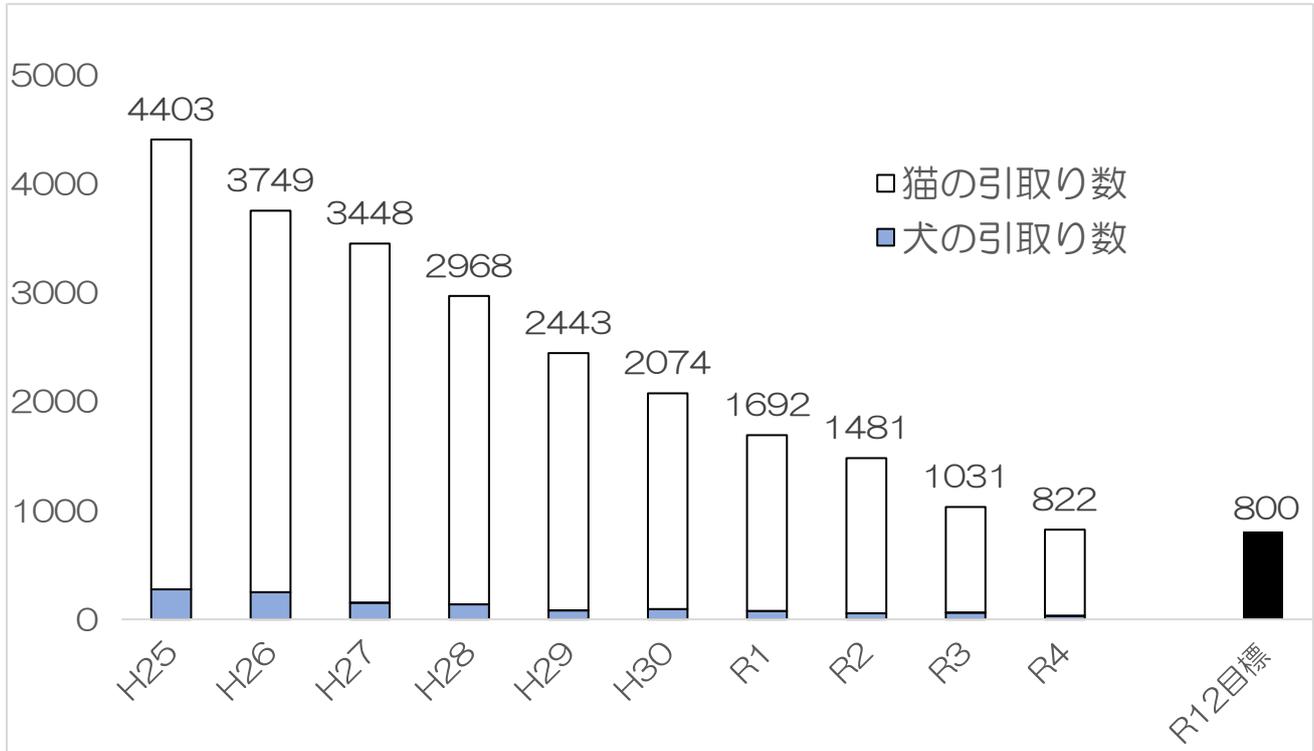
将来の姿	◆ 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている ◆ 関係者によるネットワークが構築されている
数値目標	動物愛護推進員の数：令和12年度目標 100名

## II 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況

令和4年度における計画に掲げた数値目標の達成状況は以下のとおりです。

### 1 犬及び猫の引取り数

表1 犬及び猫の引取り数（動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り数）



動物種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬	県	253	231	143	133	78	87	76	50	60	31
	仙台市	23	18	10	5	5	6	1	5	1	2
	県全体	276	249	153	138	83	93	77	55	61	33
猫	県	2,752	2,211	2,211	2,199	1,820	1,622	1,336	1,190	785	726
	仙台市	1,375	1,289	1,084	631	540	359	279	236	185	63
	県全体	4,127	3,500	3,295	2,830	2,360	1,981	1,615	1,426	970	789
犬・猫	県	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757
	仙台市	1,398	1,307	1,094	636	545	365	280	241	186	65
	県全体	4,403	3,749	3,448	2,968	2,443	2,074	1,692	1,481	1,031	822

図1 犬及び猫の引取り数（動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り数）

県内の犬及び猫の引取り数は着実に減少しており、令和4年度の犬及び猫の引取り数は、平成25年度の引取り頭数の18.7%まで減少しました。

計画で掲げる数値目標の達成率は、令和4年度時点で97.3%となっています。引き続き、動物愛護思想の醸成及び終生飼養や不妊去勢による繁殖制限措置など、飼い主への適正飼養に関する指導を通じて、引取り数の削減に努めます。

## 2 犬及び猫の苦情件数

### (1) 犬の苦情件数

表2 犬の苦情件数

苦情内容	自治体	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲依頼	県(仙台市除)	678	560	549	487	428	381	361	331	286	304
	仙台市	127	96	118	190	184	144	112	113	90	70
	計	805	656	667	677	612	525	473	444	376	374
放飼・係留不適	県(仙台市除)	116	110	101	99	92	84	98	92	83	67
	仙台市	24	27	30	34	24	33	21	28	23	15
	計	140	137	131	133	116	117	119	120	106	82
糞尿	県(仙台市除)	0	0	0	4	0	1	1	0	1	0
	仙台市	41	29	29	11	20	26	28	39	27	27
	計	41	29	29	15	20	27	29	39	28	27
鳴き声	県(仙台市除)	61	73	81	48	57	42	74	60	45	57
	仙台市	90	89	66	57	89	79	68	54	79	56
	計	151	162	147	105	146	121	142	114	124	113
計	県(仙台市除)	855	743	731	638	577	508	534	483	415	428
	仙台市	282	241	243	292	317	282	229	234	219	168
	計	1,137	984	974	930	894	790	763	717	634	596

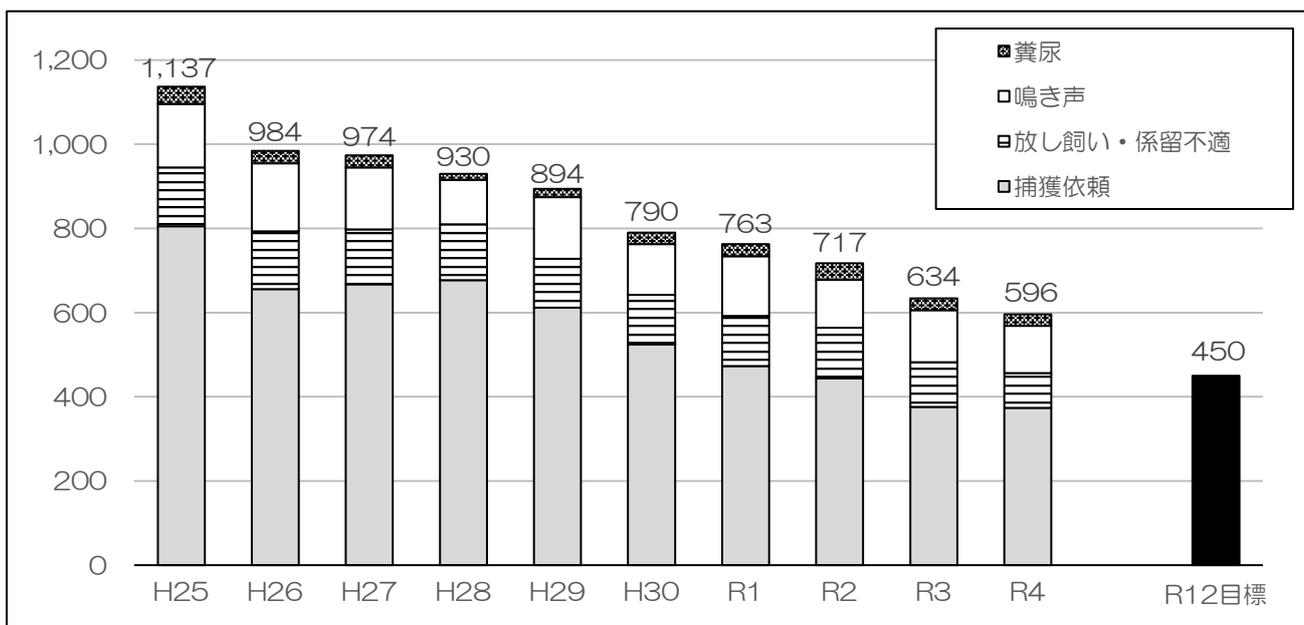


図2 犬の苦情件数

犬の苦情件数は、全体として減少傾向にあります。放浪犬等の捕獲依頼に関する苦情が依然として多くを占め、令和4年度の相談受理件数596件のうち、62.8%を占めています。計画で掲げる数値目標の達成率は、令和4年度時点で75.5%となっています。

また、犬の放し飼いや鳴き声による苦情も一定数あることから、飼い主に対し、犬の係留や適正飼養に係る指導を引き続き行っていく必要があります。

(2) 猫の苦情件数

表3 猫の苦情件数

苦情内容	自治体	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
引取り	県(仙台市除)	129	118	89	1,251	1,020	1,029	1,163	1,089	950	984
	仙台市	0	0	0	122	86	99	124	209	207	213
	計	129	118	89	1,373	1,106	1,128	1,287	1,298	1,157	1,197
糞尿	県(仙台市除)	0	0	0	91	108	105	113	91	90	135
	仙台市	0	0	0	77	94	142	139	258	161	128
	計	0	0	0	168	202	247	252	349	251	263
餌付け	県(仙台市除)	0	0	0	60	71	100	93	113	116	109
	仙台市	0	0	0	61	58	47	58	50	43	43
	計	0	0	0	121	129	147	151	163	159	152
外飼い・侵入	県(仙台市除)	0	0	0	22	40	39	52	77	53	22
	仙台市	0	0	0	2	7	7	11	14	6	4
	計	0	0	0	24	47	46	63	91	59	26
鳴き声	県(仙台市除)	0	0	0	11	23	17	11	17	14	12
	仙台市	0	0	0	6	5	10	7	11	2	4
	計	0	0	0	17	28	27	18	28	16	16
計	県(仙台市除)	129	118	89	1,435	1,262	1,290	1,432	1,387	1,223	1,262
	仙台市	0	0	0	268	250	305	339	542	419	392
	計	129	118	89	1,703	1,512	1,595	1,771	1,929	1,642	1,654

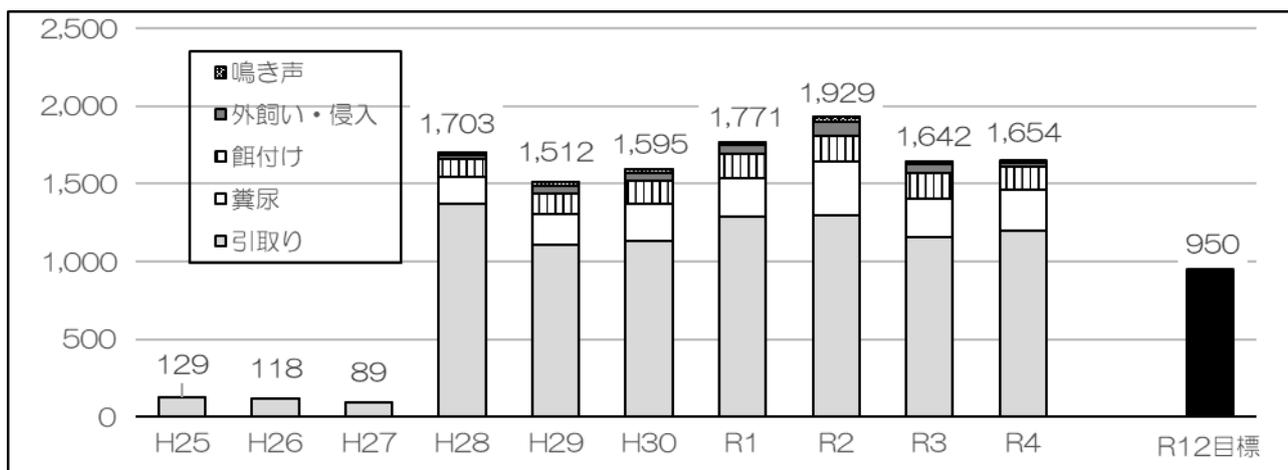


図3 猫の苦情件数(仙台市含む)

※ 平成25年度から平成27年度までは、県動物愛護センター及び仙台市動物管理センターが受理した苦情件数(県保健所における猫の苦情件数の集計は平成28年度から開始)

令和4年度の猫の苦情件数は1,654件で、猫の引取りに関する相談が全体の72.4%を占めております。また、計画で掲げる数値目標の達成率は、令和4年度で57.4%となっております。

地域の特性を踏まえた猫の飼養管理のあり方を考慮し、飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や、給餌・排泄の管理等を実施する地域猫活動への理解の促進等、地域住民への普及啓発を引き続き行います。

### 3 マイクロチップ登録数

表4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬	9,512	12,032	14,640	17,521	20,794	24,229	27,778	30,442	35,248	42,787
猫	3,098	4,165	5,267	6,461	7,737	9,135	10,695	11,983	14,513	18,327
合計	12,610	16,197	19,907	23,982	28,531	33,364	38,473	42,425	49,761	61,114

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

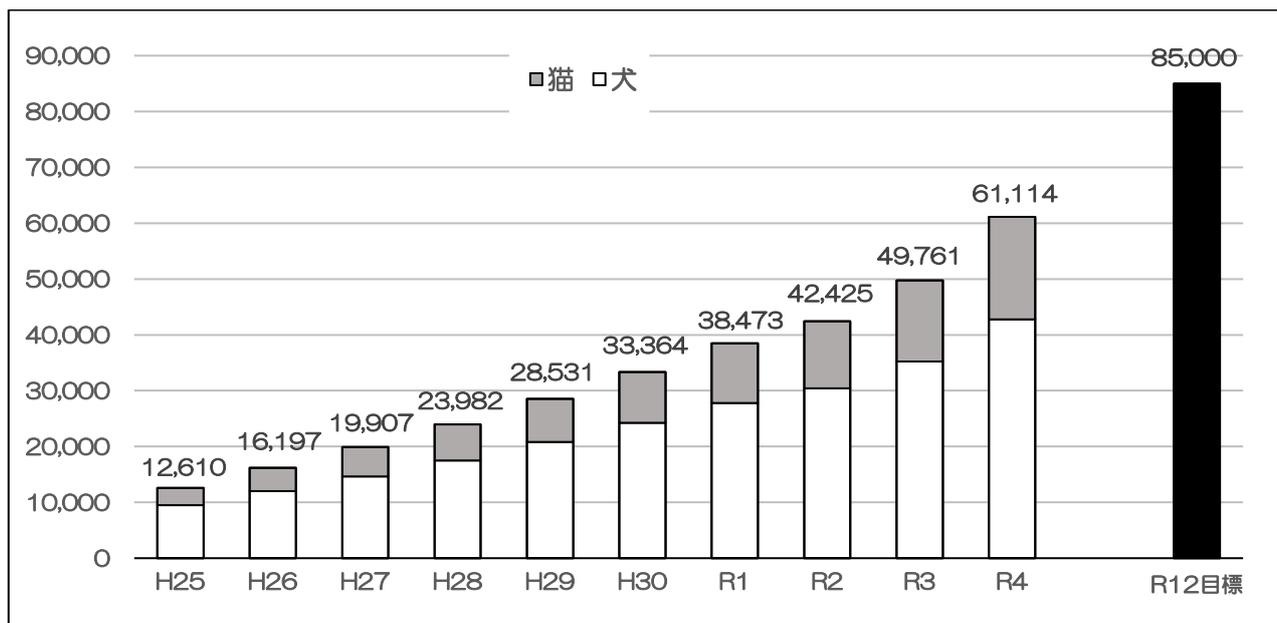


図4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

マイクロチップ登録数は、令和4年度末時点で延べ61,114件（犬：42,787件、猫：18,327件）であり、令和12年度の数値目標の71.9%となっています。

改正動物愛護管理法に基づきブリーダーやペットショップ等の犬猫等販売業者に、販売する犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けされたことから、犬及び猫等販売業者及び犬及び猫の所有者に対し、引き続き当該制度の周知を行います。

#### 4 動物愛護推進員の数

表5 宮城県動物愛護推進員の数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宮城県動物愛護推進員数	30	31	38	38	40	44	43	44	47	48



図5 宮城県動物愛護推進員の数

令和4年度末時点の宮城県動物愛護推進員数は48名です。  
 地域に根付いた動物愛護及び管理を推進するため、引き続き動物愛護推進員の委嘱に努め、その活動支援に取り組めます。

### Ⅲ その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況

#### 1 犬及び猫の引取り状況

##### (1) 犬及び猫の日齢

表6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
成犬(91日齢以上)	141	163	97	73	63	64	49	31	31	21
子犬(90日齢以下)	112	68	46	60	15	23	27	19	29	10
成猫(91日齢以上)	374	264	322	242	310	231	211	186	131	245
子猫(90日齢以下)	2,378	1,947	1,889	1,957	1,510	1,391	1,125	1,004	654	481
犬・猫の引取り数	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757

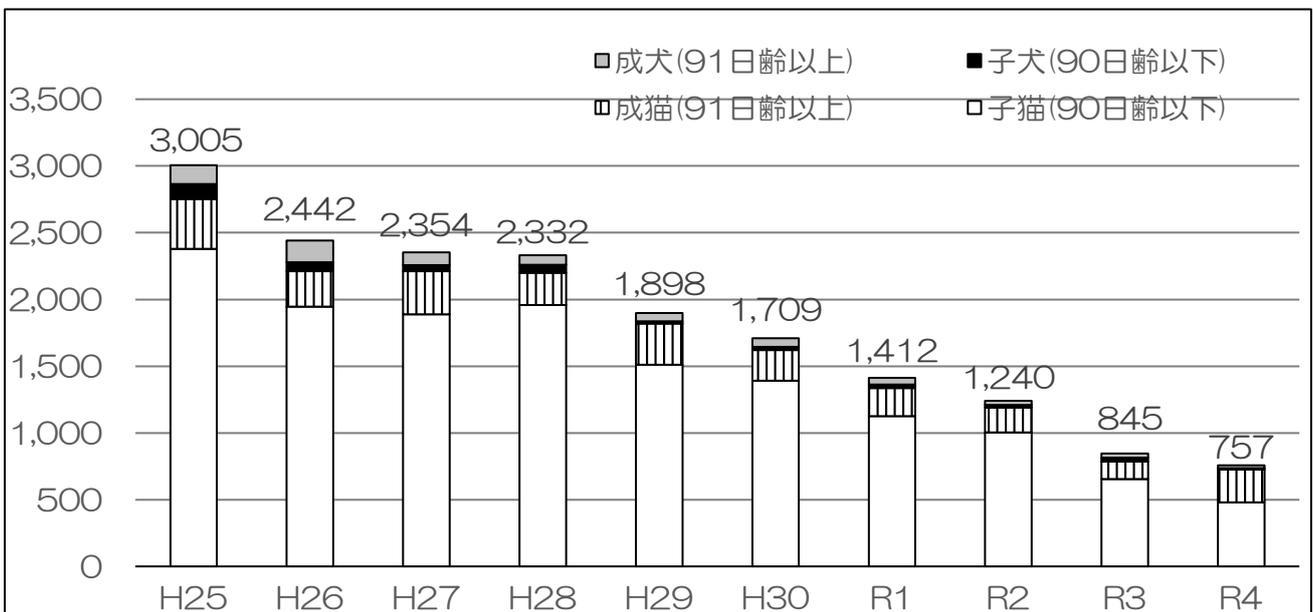


図6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、依然として引取りした犬及び猫全体の63.5%を90日齢以下の子猫が占めています。

関係団体との連携をより一層強化しながら、飼い主に対する不妊去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発と、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

## (2) 犬及び猫の引取り依頼者

表7 犬及び猫の引取り依頼者

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬(飼い主から)	227	222	125	95	54	63	63	43	50	28
犬(所有者不明)	26	9	18	38	24	24	13	7	10	3
猫(飼い主から)	735	442	445	385	282	227	199	187	165	306
猫(所有者不明)	2,017	1,769	1,766	1,814	1,538	1,395	1,137	1,003	620	420
犬・猫の引取り数	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757

(動物愛護法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

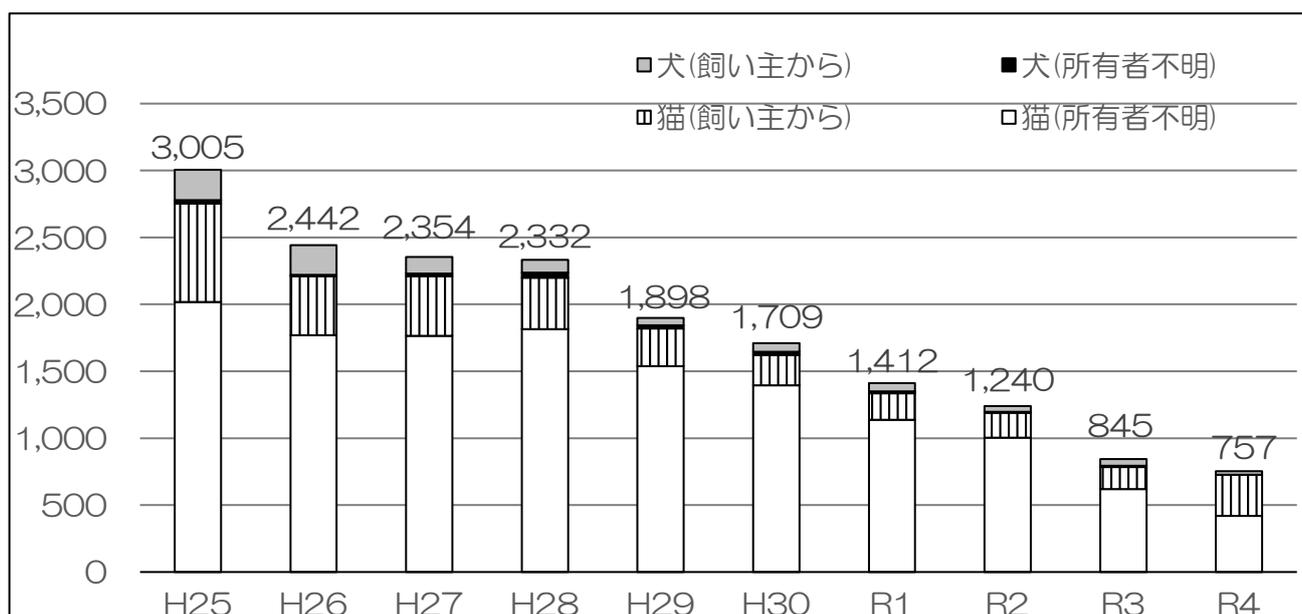


図7 犬及び猫の引取り依頼者

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、依然として引取りした犬及び猫全体の55.5%を拾得者など、飼い主以外からの引き取った所有者不明の猫が占めています。飼い主等への終生飼養に関する普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組めます。

### (3) 引き取った犬及び猫の措置状況

#### ① 引き取った犬の措置状況

表8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として引き取った頭数 仙台市を除く)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
抑留・収容・引取り数		858	760	638	582	458	396	381	325	289	243
返還		326	305	291	255	258	186	182	205	172	175
譲渡(一般)		302	281	258	114	80	95	73	93	70	39
譲渡(団体)		0	0	0	96	75	58	71	58	23	30
殺処分		313	233	143	108	48	57	28	13	15	12
内訳	殺処分(譲渡不適)	0	0	0	94	37	38	16	12	9	6
	殺処分(譲渡不適以外)	231	166	103	6	4	13	2	0	1	0
	収容中死亡	82	67	40	8	7	6	10	1	5	6
返還・譲渡率		73%	77%	86%	80%	90%	86%	86%	110%	92%	100%

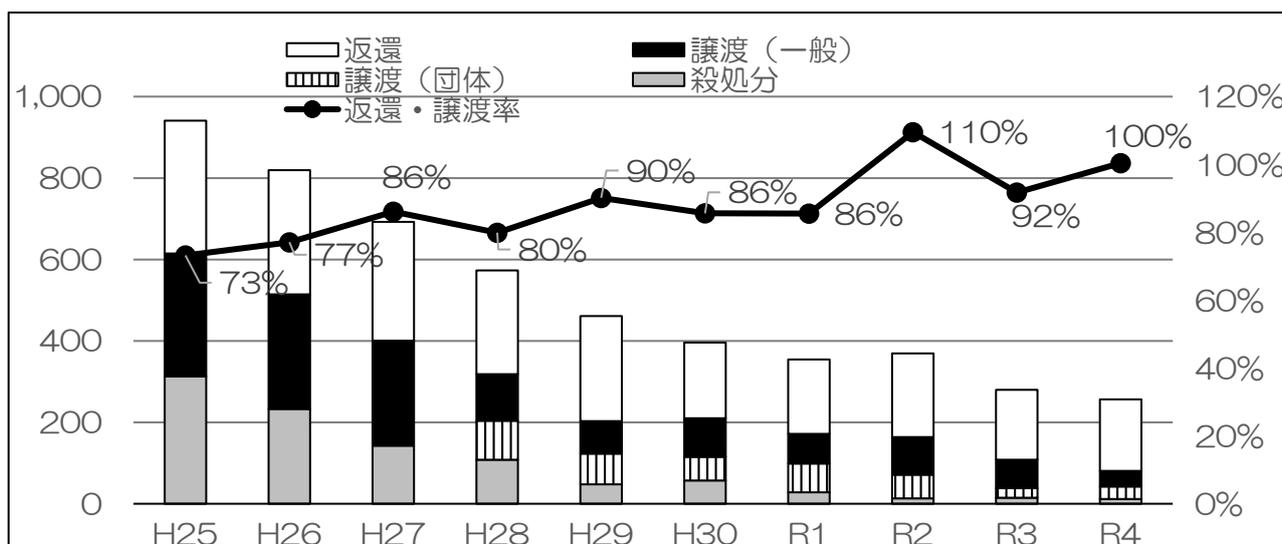


図8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、動物愛護管理法に基づく収容・引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

※返還・譲渡率(%)：年度内に返還及び譲渡された犬の頭数／年度内に引き取った犬の頭数×100

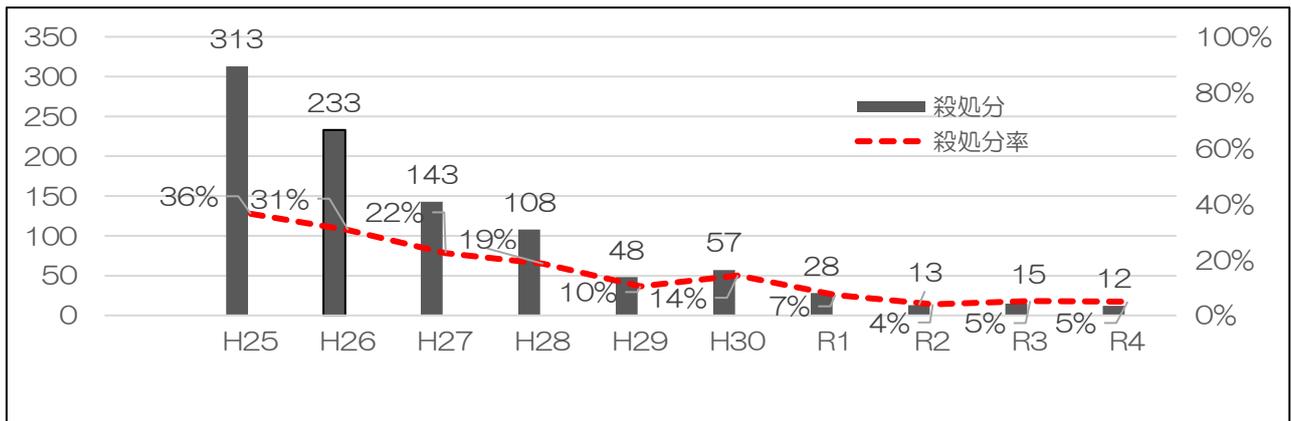


図9 引き取った犬の殺処分等の状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として引き取った頭数 仙台市を除く)

引き取った犬の返還・譲渡率は年々増加傾向にあり、令和4年度の返還・譲渡率は100%となっています。

殺処分頭数は12頭で、その全てが譲渡不適による殺処分及び収容中に死亡した犬です。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた犬の殺処分ゼロを継続していきます。

## ②引き取った猫の措置状況

表9 引き取った猫の措置状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として収容した頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
引取り数	2,851	2,322	2,315	2,291	1,938	1,740	1,410	1,263	874	821	
返還	1	5	8	9	11	8	17	12	16	6	
譲渡(一般)	426	508	638	294	300	351	398	509	495	389	
譲渡(団体)	0	0	0	431	475	240	184	112	111	150	
殺処分	2,440	1,834	1,667	1,561	1,114	1,138	877	684	291	239	
内訳	殺処分(譲渡不適)	0	0	0	100	228	324	226	172	64	79
	殺処分(譲渡不適以外)	2,425	1,811	1,664	647	121	91	9	0	0	12
	収容中死亡	15	23	3	814	765	723	642	512	227	148
返還・譲渡率	15%	22%	28%	32%	41%	34%	42%	50%	71%	66%	

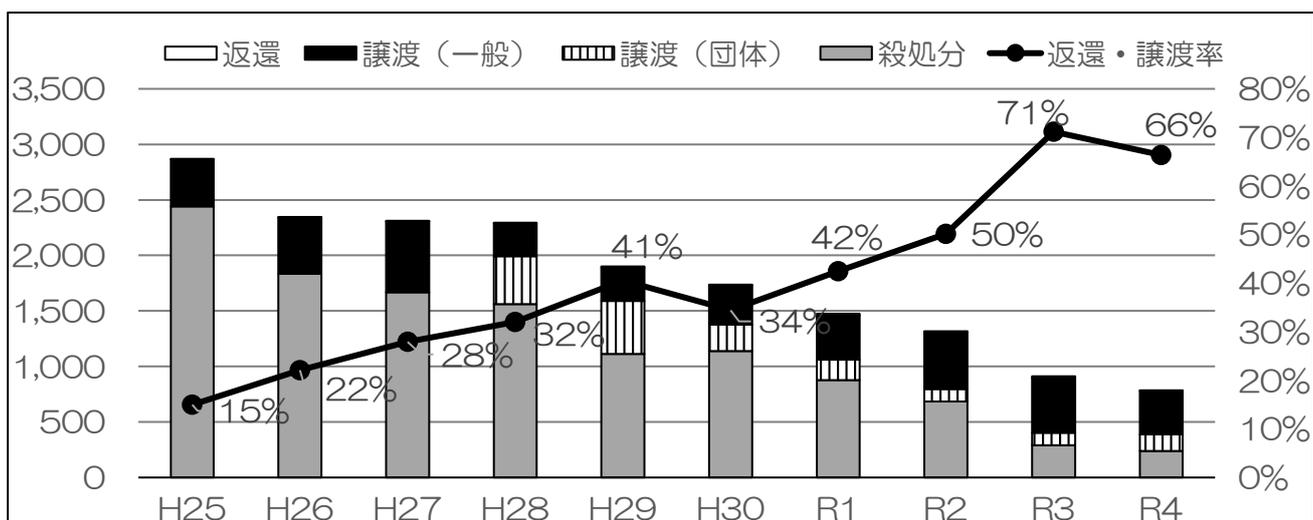


図10 引き取った猫の措置状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

※返還・譲渡率(%)：年度内に返還及び譲渡された猫の頭数／年度内に引き取った猫の頭数×100

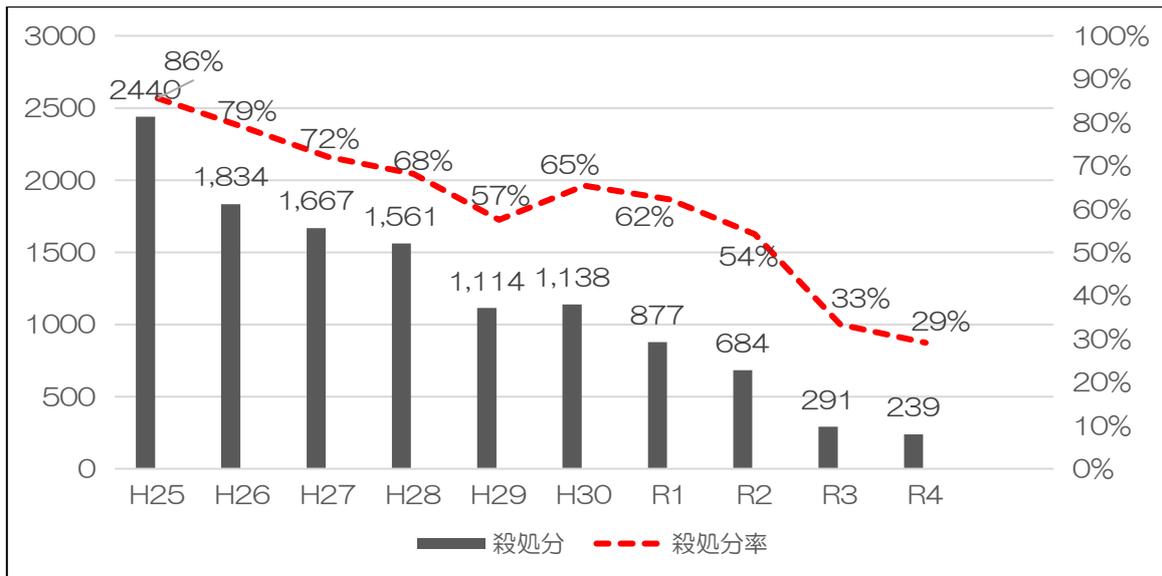


図 1 1 引き取った猫の殺処分等の状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

令和4年度の猫の返還・譲渡率は前年度と比較して減少したものの、猫の返還・譲渡率は年々増加傾向にあります。これに伴い、殺処分数は減少傾向にあり、殺処分の多くは収容中に死亡した子猫や譲渡適性のない猫です。

このことから、ミルクボランティア事業を開始し、収容中に死亡していた子猫を減らし、新しい飼い主への譲渡につなげることにより、殺処分数の削減に向け取り組んでいます。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた猫の殺処分ゼロを目指します。

## 2 宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績

表 10 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況

年度	区分	登録申請 頭数	年度末 登録頭数	予防注射 実施頭数	抑留頭数	返還頭数	咬傷犬頭数	相談件数
S40	県（仙台市除）	38,282		66,916	1,870	1,197	126	
	仙台市	9,776		16,787	425	98	155	
	計	48,058		83,703	2,295	1,295	281	
S50	県（仙台市除）	62,572		110,956	5,060	222	152	1,291
	仙台市	12,057		20,681	546	76	93	
	計	74,629		131,637	5,606	298	245	1,291
S60	県（仙台市除）	63,184		62,388	4,213	153	138	3,148
	仙台市	14,589		14,571	372	82	81	757
	計	77,773		76,959	4,585	235	219	3,905
H10	県（仙台市除）	10,055	92,071	81,245	1,661	269	118	3,146
	仙台市	3,732	34,048	30,504	336	148	89	1,463
	計	13,787	126,119	111,749	1,997	417	207	4,609
H15	県（仙台市除）	8,224	94,036	80,533	1,115	303	112	3,278
	仙台市	4,118	39,538	33,140	274	138	33	1,189
	計	12,342	133,574	113,673	1,389	441	145	4,467
H20	県（仙台市除）	7,357	91,354	77,496	742	325	112	2,528
	仙台市	4,649	46,250	38,922	255	154	56	1,133
	計	12,006	137,604	116,418	997	479	168	3,661
H25	県（仙台市除）	5,755	82,624	67,885	598	323	61	2,467
	仙台市	4,140	48,631	39,976	194	134	58	657
	計	9,895	131,255	107,861	792	457	119	3,124
H26	県（仙台市除）	5,114	79,970	65,787	526	301	100	2,133
	仙台市	3,806	48,814	39,587	171	123	74	625
	計	8,920	128,784	105,374	697	424	174	2,758
H27	県（仙台市除）	4,849	76,987	63,983	491	287	69	2,148
	仙台市	3,056	48,603	39,141	137	95	55	617
	計	7,905	125,590	103,124	628	382	124	2,765
H28	県（仙台市除）	4,799	74,396	62,237	447	252	79	2,117
	仙台市	2,739	48,158	38,272	114	91	45	614
	計	7,538	122,554	100,509	561	343	124	2,731
H29	県（仙台市除）	4,711	71,974	60,726	374	254	70	1,917
	仙台市	3,560	47,487	37,499	110	83	40	607
	計	8,271	119,461	98,225	484	337	110	2,524
H30	県（仙台市除）	4,848	69,790	58,803	305	183	71	1,862
	仙台市	3,778	46,622	36,697	88	61	62	599
	計	8,626	116,412	95,500	393	244	133	2,461
R1	県（仙台市除）	4,454	66,979	56,845	299	182	99	1,964
	仙台市	3,069	46,090	36,297	59	45	52	529
	計	7,523	113,069	93,142	358	227	151	2,493
R2	県（仙台市除）	4,270	64,828	54,758	267	205	88	1,764
	仙台市	3,437	45,429	34,289	53	42	63	525
	計	7,707	110,257	89,047	320	247	151	2,289
R3	県（仙台市除）	4,581	63,291	52,868	225	168	74	1,499
	仙台市	3,285	43,991	35,171	54	43	59	445
	計	7,866	107,282	88,039	279	211	133	1,944
R4	県（仙台市除）	4,126	62,007	51,586	207	170	100	1,473
	仙台市	3,102	43,100	33,834	40	37	64	360
	計	7,228	105,107	85,420	247	207	164	1,833

予防注射は、昭和54年度まで年2回実施  
 犬の登録及び予防注射は、平成12年4月1日から市町村の事務となっているが、参考として掲載  
 返還頭数については、動物愛護センターでの実績を含む。

令和4年度の県内の仙台市を含む犬の登録頭数は105,107頭で、狂犬病予防注射実施率は81.3%となっています。

狂犬病予防法において飼い主の義務である飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、その必要性和併せて指導を行い、登録の徹底と狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

### 3 第一種動物取扱業の業種別登録状況

表 1 1 第一種動物取扱業の業種別登録状況

年度	自治体	業種							登録業者 総数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっ せん業	譲り受け 飼養業	
H18	県（仙台市除）	195	105	5	26	17			256
	仙台市	105	94	0	13	13			161
	計	300	199	5	39	30			417
H24	県（仙台市除）	182	152	4	29	26			296
	仙台市	130	184	7	29	26			274
	計	312	336	11	58	52			570
H25	県（仙台市除）	175	149	7	28		1	1	296
	仙台市	112	187	7	27	27	0	1	261
	計	287	336	14	55	27	1	2	557
H26	県（仙台市除）	175	159	7	28	29	1	1	300
	仙台市	116	190	7	29	24	0	1	267
	計	287	336	14	55	27	1	2	567
H27	県（仙台市除）	179	168	8	29	21	1	1	311
	仙台市	126	197	6	30	29	0	1	285
	計	305	365	14	59	50	1	2	596
H28	県（仙台市除）	178	177	11	30	28	1	1	326
	仙台市	122	196	8	30	35	0	1	294
	計	300	373	19	60	63	1	2	620
H29	県（仙台市除）	180	187	10	30	29	1	1	334
	仙台市	125	203	8	28	35	0	1	294
	計	305	390	18	58	64	1	2	628
H30	県（仙台市除）	179	196	9	29	30	1	1	336
	仙台市	123	212	8	24	44	0	1	309
	計	302	408	17	53	74	1	2	645
R1	県（仙台市除）	173	207	9	30	31	1	1	338
	仙台市	125	220	8	27	44	0	1	317
	計	298	427	17	57	75	1	2	655
R2	県（仙台市除）	169	213	9	31	33	1	1	339
	仙台市	125	227	8	26	46	0	2	322
	計	294	440	17	57	79	1	3	661
R3	県（仙台市除）	168	214	9	29	36	1	1	346
	仙台市	119	231	10	27	33	0	2	306
	計	287	445	19	56	69	1	3	652
R4	県（仙台市除）	169	225	6	31	40	1	1	358
	仙台市	112	234	10	27	32	0	3	306
	計	281	459	16	58	72	1	4	664

第一種動物取扱業の登録件数は近年同レベルで推移しています。

#### 4 令和4年度動物取扱責任者研修実施状況

表12 令和4年度動物取扱責任者研修実施状況

主催	実施日	受付	時間 ※講習時間のみ	場 所	担当公所	外部講師依頼先	会場受け入れ 可能人数
仙南	①9月27日(火) ②9月28日(水)	13:00~13:30	13:30~16:30	大河原合同庁舎 4階大会議室	仙南 岩沼	なし	開催者、受講者各100人程度 (うち、他公所受入:30人程度)
塩釜	10月18日(火)	13:00~13:30	13:30~16:30	オンワード樺山仙台ビル10階	塩釜 黒川	なし	催者、参加者含めて合計135名 (うち、他公所受入:40人程度)
大崎	10月6日(木)	13:00~13:30	13:30~16:30	大崎合同庁舎 1階大会議室	大崎 栗原	弁護士会の会・東北「ハーモニー」	80名程度 (うち、他公所受入:15名程度)
石巻	10月14日(金)	13:00~13:30	13:30~16:30	石巻合同庁舎 1階大会議室	石巻 登米		70名(うち、他公所受入5名程度)
気仙沼	11月25日(金)	13:00~13:30	13:30~16:30	気仙沼保健福祉事務所 2階大会議室	気仙沼	なし	50名(うち、多公所受入10名程度)
仙台	①10月20日(木) ②11月1日(火) ③11月16日(水)	13:00~13:30	13:30~16:30	オンワード樺山仙台ビル10階	仙台市		催者、参加者含めて合計135名 (他自治体受入数:未定)

令和4年度の動物取扱責任者研修は、十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、宮城県内6会場で全9回実施しました。

#### 5 愛護事業実施状況

##### (1) 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

表13 ふれあい教室実施状況及びふれあい広場利用状況

年度	ふれあい教室実施状況		ふれあい広場利用状況	
	件数 (うち、移動ふれあい教室件数)	参加者数※	開場日数	利用者数
H24	44 (3)	2,047 人	246 日	8,345 人
H25	46 (5)	2,324 人	245 日	9,620 人
H26	46 (4)	2,166 人	245 日	8,808 人
H27	36 (5)	1,946 人	245 日	8,849 人
H28	34 (2)	1,636 人	242 日	8,094 人
H29	30 (3)	1,307 人	215 日	6,183 人
H30	26 (2)	1,260 人	194 日	3,646 人
R1	27 (3)	1,165 人	176 日	3,243 人
R2	0 (0)	0 人	171 日	489 人
R3	0 (0)	0 人	171 日	681 人
R4	3 (0)	65 人	192 日	1,139 人

表 1 4 不妊去勢手術実施状況及び犬の譲渡講習会等の実施状況

事業名	実施日	参加者数	内容等
不妊去勢手術	随時		合計144件（猫の去勢手術：50件、猫の不妊手術：70件、犬の去勢手術：21件、犬の不妊手術：3件）
犬の譲渡講習会	年11回	58人	犬の譲渡及び動物適性飼養に係る講習会
夏休み一日飼育体験	令和4年8月17日	4人	動物の飼養管理体験、講話
動物愛護週間一日開場	令和4年9月24日	39人	ふれあい広場の開放、動物とのふれあい体験、動物クイズコーナー、成猫譲渡会

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ふれあい教室や夏休み一日飼育体験および一日開場は規模を縮小して実施し、ふれあい広場については、感染症対策を講じた上で開放しました。また、動物愛護センターでは、譲渡候補の犬及び猫を対象に、計144頭の不妊去勢手術を実施しました。

(2) 保健所・支所における愛護事業実施状況

表 1 5 保健所・支所における愛護事業実施状況

公所	開催年月日	参加者数	場所	行事名	主催・共催等	概要
仙南	実施なし					
塩釜	R4.9.18	146	リフノス(利府町文化交流センター)(利府町)	りふ環境まるごとフェア2022	りふ環境まるごとフェア実行委員会、利府町	犬猫クイズを通じた動物愛護及び適正飼養、狂犬病予防注射の普及啓発
岩沼	R4.11.3	308	名取市民体育館(名取市)	動物愛護啓発事業(名取秋まつり)	名取市・名取市商工会・名取岩沼農業協同組合・宮城県漁業協同組合仙南支所・名取市観光物産協会	動物愛護推進員(小野恵氏・大内雅子氏)に協力頂き、犬・猫に関するクイズ、ポスター・パネルの展示を行った。
黒川	実施なし					
大崎	R4.9.23	36	ハレット大崎(大崎市)	OSAKIセミナー	講演依頼	改正動物愛護管理法、ペットと災害への備え、子猫引き取りの背景等について講演。
	R4.10.23	1,000~1,500	吉野作造記念館(大崎市)	いぬねこ十一番地のイベント	後援	譲渡会、ポスター掲示等の啓発を実施。
栗原	R4.10.16	28	栗原市築館(栗原市)	令和4年度犬のしつけ方教室	主催 大崎保健所栗原支所、公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部 共催 栗原市	警察犬訓練所の訓練士を講師に招き、適正飼養に関する講演と、大同伴参加者へ犬のトレーニング方法の実演を行った。
登米	R4.11.19	11	吉田公民館(登米市米山町)	令和4年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市【共催】(公社)宮城県獣医師会仙北支部、石巻保健所登米支所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師(訓練士)によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。
	R4.11.20	20	北方公民館(登米市迫町)	令和4年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市【共催】(公社)宮城県獣医師会仙北支部、石巻保健所登米支所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師(訓練士)によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。
石巻	R4.10.23	15	女川町海岸広場(女川町)	おながわ秋の収穫祭2022	石巻保健所	会場内にブースを設け、来場者に対し啓発資料(動物愛護の啓発チラシ入りカラーポケットティッシュ)を2,000個配布した。
気仙沼	R4.11.13	22	気仙沼市階上公民館(気仙沼市)	令和4年度気仙沼地区家庭犬しつけ方教室	共催:(公社)宮城県獣医師会仙北支部、気仙沼市、南三陸町	ドッグスクールマツモト松本章氏を講師に、参加者の飼い犬を用いてしつけ方の実演(飼い主からの呼びかけへの反応、飼い主の周囲を回るなど)。その後、参加者及び聴講者各自からの個別質問を募集し回答。

保健所・支所が実施する愛護事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、可能な範囲でしつけ方教室やイベント等で動物愛護に係る普及啓発を実施しました。

## 6 動物愛護推進員活動状況

### (1) 委嘱状況

48名（敬称略、令和5年7月末時点）

### (2) 主な活動（令和4年活動実績より）

- ・ 県獣医師会飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術事業
- ・ 地域猫活動（捕獲器の貸出し、動物病院搬送、新しい飼い主の募集）
- ・ 災害時・危機管理対策の啓発
- ・ パピーウォーカー、ステイウォーカー
- ・ 子猫のミルクボランティア
- ・ 新しい飼い主探し
- ・ 飼い主のいない猫に関する相談
- ・ ペットに関する相談
- ・ 動物愛護の普及啓発等
- ・ 飼い方・マナー等のセミナー・イベント
- ・ 羊の毛刈り体験
- ・ しつけ方教室、飼い方指導
- ・ 公所に収容されている犬のトリミング
- ・ 狂犬病予防集合注射の協力
- ・ 感染症・病気予防知識の啓発
- ・ 個人ボランティアへの協力
- ・ ワクチン・迷子札の推進

## 7 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績

### (1) 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業

表 16 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業 実施状況

実施年度	助成金額	予定頭数	実施期間	実施頭数
H26	オス：3,000円（一律） メス：6,000円（一律）	400頭	9月～翌年2月	174頭
H27				365頭
H28				359頭
H29	手術費用の1/2の額 オス：3,000円（上限） メス：6,000円（上限）	600頭	6月～翌年2月	543頭
H30				641頭
R1	オス：6,000円（一律） メス：12,000円（一律）	800頭	4月～翌年3月 （12月で新規受付終了）	834頭
R2				795頭
R3			4月～翌年3月 （翌年2月末で新規受付終了）	1,012頭 オス：353頭 メス：659頭
R4		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年2月11日で新規受付・手術終了）	1,000頭 オス：354頭 メス：646頭
R5				4月～翌年3月（予算の上限に達し次第、受付・手術終了予定）

令和4年度の宮城県獣医師会飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施状況は去勢手術が354件、不妊手術が646件で合計1,000件となり、助成額が予算額に達したため、令和4年2月11日で申請受付及び手術を終了しました。県は引き続き県獣医師会と連携し、飼い主のいない猫の不妊去勢への取り組みを推進してまいります。

### (2) 公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業

表 17 令和4年度月別実施頭数（仙台市獣医師会資料提供）

	令和4年度月別頭数												計	助成額 /頭	助成額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
♂	36	20	25	29	21	24	29	45	42	18			289	4,500	1,300,500
♀	44	32	44	41	28	37	52	72	56	17			423	9,000	3,807,000
計	80	52	69	70	49	61	81	117	98	35	0	0	712		5,107,500

## 8 令和6年度宮城県実施予定の施策

- 普及啓発
  - ・ 動物愛護週間行事の開催・支援
  - ・ 普及啓発用ポスター・チラシ等の作成・配布
  - ・ Twitter 等 SNS を利用した広報活動の強化
- 不妊去勢措置の推進
  - ・ 犬及び猫引取時等における不妊去勢措置の指導
  - ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業の推進
  - ・ 動物愛護センターでの譲渡動物の不妊去勢手術の実施
- 譲渡の推進
  - ・ 譲渡対象動物へのマイクロチップの装着と新しい飼い主へのマイクロチップ情報登録の推進
  - ・ 動物愛護団体と協働した譲渡の推進
  - ・ 譲渡対象動物への混合ワクチン接種、駆虫薬投与等感染症予防対策の強化
  - ・ 獣疫衛生業務支援システムによる、公所間での収容動物情報の共有化
- 飼い主への適正飼養に関する知識の普及
  - ・ しつけ方教室の開催・支援
  - ・ 譲渡時における適正な飼育方法等の助言
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射実施の啓発
- 動物愛護推進員の委嘱及び連携・協働
- 社会福祉部局との連携による多頭飼育者の把握・対応
- 動物取扱業者への指導
- 動物取扱責任者研修を通じた動物取扱業者の育成
- 宮城県獣医師会が実施する事業への協力
- 宮城県動物愛護推進計画進捗状況の把握
- 収容施設のある6公所でのミルクボランティア事業の実施（IV 情報提供参照）

#### IV 情報提供事項について

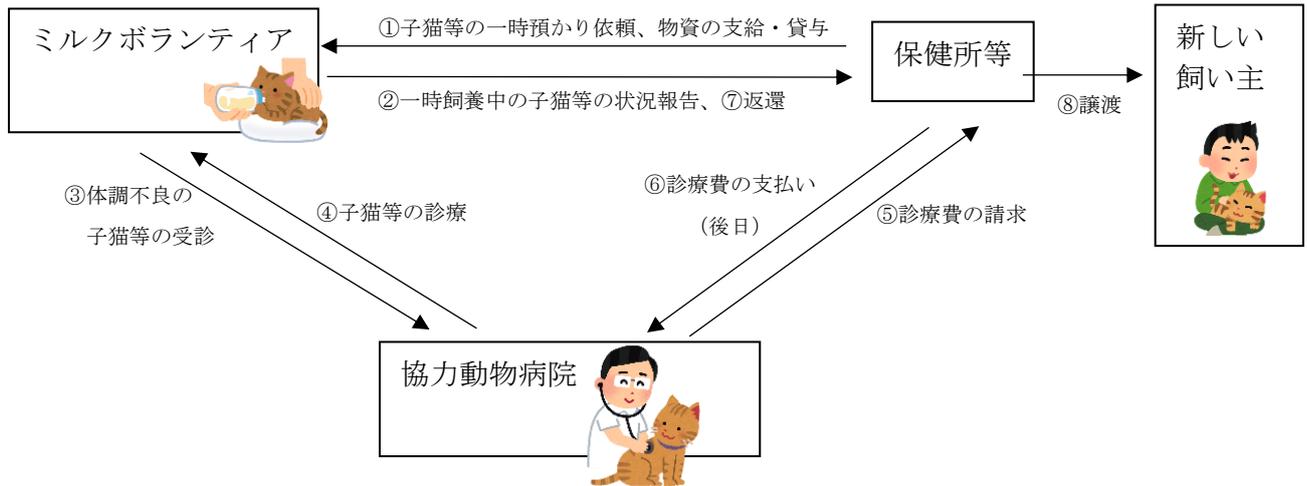
##### 1 県からの情報提供

###### (1) ミルクボランティア事業について

###### ① 概要

保健所等で収容した離乳前の子猫等について、新たな飼い主への譲渡が可能となるまでの間、地域のボランティアの協力を得て哺乳や排せつ補助等の飼養管理を行い、これまで育成困難により収容中に死亡していた子猫等を減らし、新しい飼い主への譲渡につなげる事業。

###### 【ミルクボランティア事業の概要図】



###### ② 実施公所

- ・ 令和3年度：ふるさと納税使途事業にエントリー
- ・ 令和4年度：モデル公所（石巻保健所及び動物愛護センター）で試験導入
- ・ 令和5年度：塩釜保健所岩沼支所、大崎保健所、石巻保健所、動物愛護センター
- ・ 令和6年度以降：仙南保健所、気仙沼保健所、塩釜保健所岩沼支所、大崎保健所、石巻保健所、動物愛護センター

###### ③ 実績

	ふるさと納税	ミルクボランティア		
		ボランティア登録数	協力動物病院	一時飼養数
R3	87件、1,507千円	—	—	—
R4	471件、11,525千円	3	8	18
R5.7月時点	106件、2,210千円	10	22	41

###### (2) 所有者の判明しない猫等の取扱いに係る啓発資料について

- ・ 所有者の判明しない猫等が交番等に持ち込まれた場合、引取拒否事由に該当するかどうかの判断が交番等では困難のため、啓発資料を作成し、令和4年度の動物愛護推進協議会での構成員からのご助言をもとにして、啓発資料の一部文言を別紙のとおり修正したものを。

## 2 構成員からの情報提供

動物愛護団体 アニマルピース 代表 菅原とみえ

アニマルピースでは多頭飼育崩壊を防止するため、大阪府等の自治体で策定している条例を本県でも導入するように平成 28 年に知事への要望及び 2021 年にも再度検討をお願いしていましたが、県は現在の体制で対応できるとして、要望は受け入れられず現在に至っています。

しかしながら、その後も相変わらず多頭飼育の崩壊は発生しており、去年と今年には岩沼保健所管内、気仙沼保健所管内いくつかの保健所管内で、大規模な崩壊が発生しており、対策が取られているとは言い難い現状があります。

そこで、今回で 3 回目になりますが、改めて「多頭飼育防止条例（仮称）」の策定を要望し、劣悪な環境に置かれる動物保護とそこから派生する鳴き声や環境汚染等による近隣住民への迷惑行為を防止するために、さらなる行政行為を求めるものです。

行政や町内会で飼育数を把握して、常識を超えた頭数の飼育を未然に防ぎ、飼育頭数を超えている場合は、行政と警察が連携して、指導開始から 1 年以内に飼育や頭数に改善が認められないときは、行政が全ての動物を引取り、保健所で一時的に保護をして行政が主体になってボランティアを募り里親探しをしてください。

行政の指導力、調査を強くし、不適正な飼育者に対する施設の監視指導の徹底をしないと多頭崩壊が増える一方で、これからも同様の件が繰り返されると思います。

自身で立ち上げたアニマルピースを含む 2 つの団体の代表者として合せて 25 年間、放棄防止の啓発活動に取り組んできましたが、多頭崩壊がある度にボランティアに負担が掛かっています。

長年に渡る活動で疲労が積み重なり私の活動も限界に近づいています。

### 参考資料

別紙 1 多頭飼育の未然防止対策に関する要望について

2021 年度 協議会提出資料

別紙 2 犬猫の多頭飼育の届出に関する要望書

平成 28 年度 協議会提出資料

食と暮らしの安全推進課長  
小野寺課長 様

令和元年度動物愛護推進協議会資料について

平素から動物愛護行政の推進に尽力され、感謝申し上げます。さて、多頭飼育につきましては、昨年度、担当班長の川本様に、他県で実施しているような条例策定をお願いしていたところですが、宮城県では条例化はせず、個別の事例に対応していくことで多頭飼育の崩壊を防止する旨の回答をいただきました。私たちの経験から、大規模な多頭飼育の崩壊により、劣悪な環境下に置かれた動物たちの飼育及び譲渡をするため、多くのボランティアが肉体的、精神的及び金銭的にも大変な思いをした事は以前にお話ししたとおりです。できれば他県のような多頭飼育を抑制する条例を作成していただくのが最善の策だと考えますが、かわりに「動物愛護推進計画に多頭飼育防止に関する項目を加える」と伺ったのは、昨年のお話だったでしょうか。

そこで、今回の協議会での議題について、①宮城県内における保健所ごとの多頭飼育の現状について②各保健所における過去3年間の具体的な指導実績について（法令に基づく登録・予防注射の実施指導及び飼育動物の削減指導等の実績について）の2点につきまして情報を共有させていただきたいので、よろしくお願ひします。

令和2年2月27日  
動物愛護推進協議会委員  
動物愛護団体アニマルピース代表菅原とみえ

保健所への照会

①宮城県内における保健所ごとの多頭飼育の現状について

②各保健所における過去3年間の具体的な指導実績について

（法令に基づく登録・予防注射の実施指導及び飼育動物の削減指導等の実績について）の2点につきまして情報を共有させていただきたいので、よろしくお願ひします。

①1/22 メールにて照会しました、福祉部局との連携における情報集約シート

平成 28 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

動物愛護団体アニマルピース

### 犬猫の多頭飼育の届出に関する要望書

#### <要望内容>

動物の愛護及び管理に関する法律第 9 条に基づき、動物の悪臭や鳴き声等により社会問題を引き起こし、また、劣悪な飼育環境での虐待の要因となっている多頭飼育を防止するため、犬及び猫の飼い主に対して一定の飼養数を超えた場合、氏名及び住所、飼養施設の設置場所、飼養数等を県に届け出ることを義務化する宮城県動物愛護管理条例の制定を要望します。

#### <理由>

全国の自治体で、犬や猫等の多頭飼育の弊害により、動物愛護団体や住民、行政等関係機関がその対応に追われる事態が続いています。無理な多頭飼育はいずれ崩壊し、劣悪な環境下で飼育されていた犬猫たちを動物愛護団体が引取らざるを得なかった事例を過去においても数多く経験してきました。

本県でも亘理町での多頭飼育の崩壊で、行き場のなくなった動物たちを行政機関等との連携により、私たち愛護団体が引取ることで殺処分を回避できた事例がありました。しかしながら、一度に多くの動物を引き取ることは、私たち動物愛護団体や行政等関係者にとって非常に大きな負担となるばかりか、場合によっては、引き取りができずに殺処分せざるを得ない事態も起こり得ます。

こうした事態は、動物愛護法の理念を逸脱し、動物愛護団体や行政機関の問題だけに留まらず、殺処分をすることで多くの県民の動物愛護感情を傷つけることにもなります。

保健所職員の方のお話では、各管内に少なくとも 1 か所以上の多頭飼育が存在する可能性があるとのこと。最初は少数であったのが、手をつけられないまでに頭数が増えて行く実態が存在するようです。

このように多頭飼育が原因で悪臭や鳴き声による周囲からの苦情や、劣悪な飼育環境での虐待など、動物と人間が共存できずに社会問題化している現状に私たちは、真摯に取り組まなければならないと思います。

動物愛護管理法には「人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方や態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。」とされています。これらのことを踏まえ、条例の制定を要望するものであります。

#### <参考資料>

国内においては、埼玉県、茨城県、山梨県、長野県、滋賀県、佐賀県が動物愛護管理条例の中で多頭飼育の届出制を既に定めております。

届出対象となる数や動物については各県によって差はあるものの、環境省が地方公共団体に対して行った助言（環自総発

第 1305101 号) の中では、「多数の動物の飼養又は保管とは、現行とその対象が変わるものではないが、例えば犬又は猫の飼養にあつては、概ね 10 頭以上の飼養又は保管については、多数の動物の飼養又は保管に当たる。なお、集合住宅内での飼養などの飼養環境により、より少ない頭数であっても、多数とみなされる場合がある。」という基準が示されています。また、届出制度の実効性を確保するためには、多頭飼育届出制に違反した者に対して、既条例令制定自治体が制定しているように行政罰として 5 万円以下の過料を設けているようです。

多頭飼育は、犬の場合は鳴き声等で周囲の住民が把握することが多い一方、室内飼養の猫の場合は分りにくいケースがあり、飼い主の死亡や失踪等で初めて判明することもあります。

また、多頭飼育が崩壊する現場では、狂犬病予防接種や登録を怠ったり、犬、猫共に、繁殖制限や健康管理等が為されていない場合が非常に多いことも明らかになっています。

多頭飼育の届出制を定めることにより、飼い主の適正飼養数を超えた多頭飼育を抑止し、多頭飼育崩壊を予防する効果が期待できます。さらに、犬については全頭登録、全頭の狂犬病予防接種を促し、犬猫共に、繁殖制限（不妊去勢手術の実施）や適正飼養の指導をすることがよりスムーズになると考えられ、人の生活環境と同時に動物の安全や健康が担保されることとなります。

また、震災等の災害時に、多頭飼育の所在地や犬猫の頭数を把握することにより、犬猫の救護についても的確で効率的な対策を行うことができると考えられます。犬猫を救うことは、その飼い主を救うことになるからです。

そこで、あらかじめ届出制度を設けておくことによって、ボランティアや行政（市町含む）の負担も軽減され、また連携して多数の犬猫の安否確認や救護を手伝うことも可能になると思われます。

なお、全国で広がりを見せている「地域猫」については、多頭飼育の届出制の趣旨・目的及び動物愛護の観点から、除外とすべきと考えます。（地球生物会議 ALIVE より一部を引用）

## ○ 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（一部抜粋）

### 第三章多数の犬又は猫の飼養

（平二六条例八〇・追加）

（多数の犬又は猫の飼養の届出）

第六条犬又は猫の飼養者（法第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者及び法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その一の飼養施設における飼い犬及び飼い猫（その飼養する猫をいう。以下同じ。）（いずれも生後九十日以内のものを除く。）の数の合計数（以下「飼養数」という。）が十以上となったときは、その日から三十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 飼養数

四 飼養施設の構造及び規模

五 飼養の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設における飼養数が十未満となったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（平二六条例八〇・追加、令元条例三三・一部改正）

（指導又は助言）

第七条知事は、前条第一項の規定による届出をした者に対し、その飼い犬又は飼い猫の飼養について必要な指導又は助言を行うことができる。

（平二六条例八〇・追加）

## 犬猫の多頭飼育に係る要望について（回答）

### ◆犬猫の多頭飼育の届出を義務化する条例の制定について

#### ▼多頭飼育の届出を条例化している自治体（全国照会）

○埼玉県、千葉県、茨城県、神奈川県、山梨県、長野県、大阪府、滋賀県、佐賀県

○届出条件：犬・猫併せて10頭以上の飼育 8府県

犬・猫併せて 6頭以上の飼育 1県

○届出件数：累計約30～300件／府県

○届出の運用効果（他自治体からの聞き取り）

##### 【メリット】

- ・団体を含めた多頭飼育者の状況の把握が可能になり、苦情者や周辺住民に対し飼育状況を説明しやすい。
- ・指導根拠があるため、現地確認や指導が実施しやすい。

##### 【デメリット】

- ・届出制の義務化の前後を比較しても、苦情等は減少しておらず、届出制度自体が多頭飼育崩壊の未然防止に寄与しているかは不明。
- ・多頭飼育崩壊による引取り事例の多くは、飼い主からの届出がされていない。
- ・苦情等により多頭飼育事案が明らかになり、指導後に飼い主に届出させるケースが多い。

#### ▼県内の多頭飼育事案対応状況

【行政により10頭以上引取りした事案】（R5は8月時点の値）

年度	仙南	塩釜	岩沼	黒川	大崎	栗原	石巻	登米	気仙沼	計
R5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
R4	2	0	0	1	6	0	0	0	2	11
R3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
R2	4	1	0	0	0	0	0	0	1	6

##### 【対応事例】

- ・福祉部局と不適正飼養に係る情報共有による早期発見
- ・引取り手数料の減免規定の適用による引取り
- ・生活保護受給者に対する計画的な不妊去勢手術の実施
- ・民間の「新しい飼い主を探す」ウェブサイトの活用
- ・区民費を活用した不妊去勢手術の実施
- ・公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術」の活用

##### 【今年度の対応事案】

- ・46件

## ▼回答

- ・県では、市町村、警察、住民等からの通報により多頭飼育事案を早期に把握できているほか、平成30年度からは福祉部局と連携し、不適正と思われる多頭飼育に係る情報を保健所の獣疫衛生担当と共有している。
- ・動物の愛護及び管理に関する条例で、引取り手数料の減免規定を設け、令和2年度から適正飼養が困難な飼い主からの引取りを行っている。
- ・周辺住民の生活環境に支障を与える多頭飼育については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定により指導が可能。



現状制度でも多頭飼育の早期把握が可能であり、様々な手段を活用することにより多頭飼育崩壊等を未然に防止することが可能と判断している。

(参考)

### 動物の愛護及び管理に関する法律

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(略)

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

### 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物